

専決処分第 2 0 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 3 年 8 月 2 9 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 3 年 7 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分頃、四万十町ホビー館臨時駐車場にあったコンパネが風で飛び、隣接する建物のガラス等を破損したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 2 0 9 , 3 7 0 円
内訳（サッシ、畳等取替代） | |